

高知くらしの護身術

60

ネットワークビジネス

勧誘に多くの禁止事項

(2007年6月19日掲載原稿)

「友人に、いい仕事があるとネットワークビジネスの会員に誘われた。商品が売ればマージンが貰え、さらに自分が誘った会員の売り上げからもマージンが入ると言う。時間にしばられずに収入が得られると思い、入会し、ローンを組んで商品を購入したが、後でよく考えると、高額な商品を人に売ったり、知人を会員に勧誘したりするのは非常に難しいように思い不安になった。」

ネットワークビジネスとは、特定商取引に関する法律で「連鎖販売取引」いわゆる「マルチ商法」として、厳しい規制のかかっている商法です。

マルチ商法という、聞こえが良くないため、ネットワークビジネスと言う呼び方をして勧誘する場合もあるようですが、このように、組織の会員に勧誘する際に「あなたが勧誘した会員の売り上げがあなたの収入になりますよ」とうたう商法は、連鎖販売取引（マルチ商法）です。

マルチ商法では多くの勧誘方法が法律で禁止されています。

例えば、マルチへの勧誘目的であることを告げずに呼び出す事、「絶対に儲かる」という意味の断定的判断提供、扱う商品を使用すると「癌が治る」「病気になる」などの薬事法にも触れる勧誘、公衆の出入りしない場所での勧誘、それらの禁止事項を犯すと刑事罰が課せられる場合もある事などを勧誘の際に説明しなければなりません。

すべてを遵守して利益を出すのは商売に不慣れな素人には難しい。そのため様々なトラブルの元となっています。

契約を取り消したい場合は、連鎖販売取引では契約書面を受取ってから20日間のクーリングオフ期間がありますし、中途解約も出来ます。